

事業者排出量削減計画書 (新規)・変更

(あて先) 京都府知事		2006年 9月 29日			
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 〒530-0001 大阪市北区梅田1丁目8-17 大阪第一生命ビル		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名) グンゼ株式会社 代表取締役社長 平田 弘 電話 06 - 6348 -			
京都府地球温暖化対策条例第18条第1項(第18条第2項、第18条第3項)の規定により提出します。					
特定事業者の主たる業種	肌着、靴下及び機能資材製造及び販売				
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者(大規模エネルギー使用事業者(原油に換算して1,500キロリットル以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者(大規模運送事業者(トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(その他の温室効果ガスの大規模排出事業者(二酸化炭素に換算して3,000トン以上))				
計画期間	平成 18 年 4 月 ~ 平成 20 年 3 月				
基本方針	環境マネジメントシステムの運用や省エネルギー活動を通して歩留まりの向上、エネルギー効率の改善、廃棄物の削減と有効利用を推進する。				
推進体制	従来からの活動母体であるISO活動と省エネ部会を通じて、実施計画の策定と進捗管理をする。				
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	計画内容		
	18~19	工場製造部門	省エネ設備への更新(コンプレッサー等)や生産効率改善による省エネの推進		
	18~19	工場製造部門	レイアウト変更等や工場集約などによる省エネの推進		
	18~19	事務所	冷房温度(28℃)と暖房温度(20℃)の継続と省エネタイプの蛍光灯への更新推進		
	18~19	全部門	低公害車の導入とアイドリングストップを推進する		
18~19	全部門	屋根などエコ塗装の実施			
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度(実績) (平成16)年度 (二酸化炭素換算(t))	目標年度(計画) (平成19)年度 (二酸化炭素換算(t))	削減率 (計画) (%)	
	A 事業所等排出区分	17,175 t	17,637 t	2.7 %	
	B 輸送車両排出区分	t	t	%	
	C その他排出区分	t	t	%	
	排出合計	*1 17,175 t	*2 17,637 t	2.7 %	
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度(計画)			
		取組量等		(二酸化炭素換算(t))	
	森林の保全及び整備	(整備面積)	ha	(吸収量)	t
	府内産の木材の利用	(利用量)	m <sup>3</sup>	(削減量)	t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(売電量)	kwh	(削減量)	t
		(熱供給量)	GJ	(削減量)	t
	グリーン電力の購入	(購入量)	kwh	(削減量)	t
削減量等合計			*3	t	
差引排出量 (排出合計-削減等合計)	*1	17,175 t	(*2)-(*3)	17,637 t	2.7 %
特記事項	1. 1990年を基準年度として、2005年はCO2の排出量を12%削減 2. 省エネ改善を進めているが、機能資材関連の設備増強、新工場建設及び購入部品の内製化などにより、CO2発生量は2005年度比2.7%増となるが、原単位で2.8%減を目標に進める。 3. 継続して従業員の環境教育、地域への美化活動に参加する。 4. 京都府内の事業所の焼却炉は01年度全廃し、廃棄物有効利用に向けマテリアルサイクルの推進に努めている。 5. 京都府内の全事業所環境マネジメントシステム(ISO14001)導入し省エネなど環境改善に努めている。				
連絡先	担当部署				
	担当者氏名				
	住所				
	電話番号				
	ファクシミリ番号				

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。  
 3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。  
 4 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO<sub>2</sub>排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。